

議案第10号

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和8年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例
(目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正)

第1条 目黒区長等の給料等に関する条例(昭和30年12月目黒区条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「宿泊費」の次に「、包括宿泊費」を加える。

第5条第3項中「職員の旅費に関する条例(平成12年3月目黒区条例第3号)」を「職員の旅費に関する条例(令和8年 月目黒区条例第 号)」に改める。

(目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和32年3月目黒区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「宿泊費」の次に「、包括宿泊費」を加え、同条第4項中「職員の旅費に関する条例(平成12年3月目黒区条例第3号)」を「職員の旅費に関する条例(令和8年 月目黒区条例第 号)」に改める。

(目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年9月目黒区条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「宿泊費」の次に「、包括宿泊費」を加える。

第5条第3項中「職員の旅費に関する条例(平成12年3月目黒区条例第3号)」を「職員の旅費に関する条例(令和8年 月目黒区条例第 号)」

に改める。

(目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 目黒区監査委員の給与等に関する条例(平成13年3月目黒区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第5項中「宿泊費」の次に「、包括宿泊費」を加える。

第5条第2項中「職員の旅費に関する条例(平成12年3月目黒区条例第3号)」を「職員の旅費に関する条例(令和8年 月目黒区条例第 号)」に改める。

(目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年3月目黒区条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「宿泊費」の次に「、包括宿泊費」を加え、同条第4項中「職員の旅費に関する条例(平成12年3月目黒区条例第3号)」を「職員の旅費に関する条例(令和8年 月目黒区条例第 号)」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区長等の給料等に関する条例、目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例、目黒区監査委員の給与等に関する条例及び目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和8年4月1日以後に出発する旅行に係る旅費について適用し、同日前に出発した旅行に係る旅費については、なお従前の例による。

(説明) 特別職に支給する旅費の種類に、包括宿泊費を追加するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。